

役員報酬規程

2012年4月26日制定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人子どもシェルターモモ（以下「モモ」という。）定款第19条3項の規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、モモが常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 本規程の改廃は理事会の決議による。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月給とする。

- 2 月給額は、別表の定めに従い理事長が別に決定する。
- 3 退職慰労金は支給しないものとする。

(通勤手当の取扱い)

第5条 役員通勤手当は原則として、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したときあるいは死亡したときは、報酬の計算は日割計算によるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、2012年4月26日から施行する。

(別表)

役員報酬規程第4条第2項に定める常勤役員年俸の最高限度額は下記のとおりとする。

記

2,160,000円